

## 改善報告書

大学名称 駿河台大学 (大学評価実施年度 2021 年度)

### 1. 大学評価後の改善に向けた全般的な取り組み状況

#### (1) 改善策の検討やその実施に責任を負う組織（内部質保証推進組織）について

「第3期認証評価における内部質保証システムの有効性に着目した評価」に対応可能な学内組織の整備を目的として、従前までの「駿河台大学大学評価委員会規程」及びこれに基づく「大学評価委員会」を2020（令和2）年3月末をもって廃止し、同年4月より新たに「駿河台大学内部質保証方針」及び「駿河台大学内部質保証推進委員会規程」を制定した。併せて、これらを根拠に内部質保証に関する全学的責任を負う新規の統括組織として、「内部質保証推進委員会」を設置した（資料1-1、1-2）。同委員会の構成は、委員長の学長をはじめ、副学長、学長補佐、学部長、研究科長・副研究科長及び共通教育センター等長並びに法人局長、大学事務局長等による全学組織である。その任務は、内部質保証の推進、内部質保証に係る自己点検・評価、認証評価機関による大学評価及び第三者評価等に関して必要な事項をつかさどると定めており（同規程第5条（資料1-2））、本学における内部質保証の推進・向上を図るため、関連部局に対して指示をする権限を有している（同規程第4条（資料1-2））。

また、同委員会の下部組織として、学長、副学長、学長補佐に事務局の責任者（法人局長、大学事務局長及び事務部署部長職等）を構成員に据えた「自己点検評価分科会」を組織している（同規程第6条（資料1-2））。両委員会とも年度を通じて定期的開催し、前者は大局的、かつ、PDCA サイクルの確実な運用を担う視点に軸足を置き、後者は局所的、かつ、具体的な改善策の検討など実務を担う視点に軸足を置き、各々自己点検・評価を行っている。

さらに、同分科会の下に大学基準協会が設定する「大学基準」に対応する10の部会（基準1部会～基準10部会）を規定に基づき設置している（同規程第7条（資料1-2））。その構成は、各部会の責任者を学長・副学長が所管に基づき分担し、副責任者を事務部署部長職等が同じく所管に基づき分担している。各部会の責任者・副責任者と共に作業を行うメンバーは、改善課題の内容に応じて必要な教職員を責任者等が直接指名・招集できるよう柔軟性を持たせており、改善実行に向けた実務レベルの作業を教職協働で進捗させる仕組みを構築している。

#### (2) 上記組織と各学部・研究科・センター等との役割分担及び改善のプロセス、改善の成果を確認する方法について

付された提言（改善課題）を改善する基本的なプロセスは、「内部質保証推進委員会」が大局的な見地から課題の要点確認や改善の方向性等の協議を行い、「自己点検評価分科会」を通じて課題ごとに該当する「基準部会」に具体的な改善策の検討を指示することから始動する。指示を受けた基準部会は、所管する副学長等（部会責任者）及び事務部署部

長職等（部会副責任者）の判断で当該課題に精通する教職員をメンバーに指名し、実務レベルでの検討・改善作業を教職協働で進捗させる小グループを編成する。改善策の協議過程では、必要に応じて学部・研究科・センター及び全学委員会等に適宜意見を求めており、その際、特に学部・研究科の場合は教授会・研究科委員会といった審議を中心とする機関ではなく、FD・SD 会議等を利用した自由な意見交換を心掛けている。こうして得られた意見や知見を参考に改めて基準部会で検討を重ねた上で改善策（案）を取り纏め、「自己点検評価分科会」における点検を経て、「内部質保証推進委員会」で決定に至っている。

また、取り纏めた改善策（案）については、「内部質保証推進委員会」で決定する前に、改善課題の内容に応じて「経営戦略会議」（学校法人駿河台大学中期計画「グランドデザイン 2026」をはじめ、理事会における意思決定に向けて重要事項の協議を行う機関。法人と教学の役職者で構成される）、「学長・副学長会議」及び「部局長会議」（いずれも大学評議会における意思決定に向けて主に教学事項の協議を行う機関）等、必ずしも内部質保証の推進に特化していない他の全学協議機関においても意見聴取及び点検を行っている。

このように、内部質保証推進組織内の縦ラインでの協議の行き来に加えて、学部・研究科・センター及び他の全学協議機関等との横ラインでの行き来をクロスオーバーさせることにより、全学的な視点及び各役割に応じた視点による点検が可能となり、「内部質保証推進委員会」が当初定めた方向性、水準に沿う改善成果を追求する仕組みが構築されている（資料 1-3、1-4）。

なお、改善の成果を確認する方法については、検証可能となった適切な時期に「自己点検評価分科会」及び該当する「基準部会」を中心に検証を行い、必要に応じて他の全学協議機関の意見を聴取する手順としている。

#### <根拠資料>

- 1-1 「駿河台大学内部質保証基本方針」
- 1-2 「駿河台大学内部質保証推進委員会規程」
- 1-3 「駿河台大学内部質保証全体概念図」
- 1-4 「駿河台大学内部質保証における改善プロセスの基本的概念図」

## 2. 各提言の改善状況

## (1) 是正勧告

なし

## (2) 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準4 教育課程・学習成果 ② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。
	提言（全文）	教育課程の編成・実施方針において、総合政策研究科法学専攻修士課程、同研究科経済・経営学専攻修士課程、同研究科メディア情報学専攻修士課程及び心理学研究科臨床心理学専攻修士課程、同研究科犯罪心理学専攻修士課程では教育課程の編成及び実施に関する基本的な考えを示しているものの、学部にしてその内容が十分とはいえないため改善が求められる。また、総合政策研究科経済・経営学専攻修士課程では授与する学位ごとに教育課程編成・実施方針を策定していないため、改善が求められる。
	大学評価時の状況	<p>本学大学院においては、学士課程に先立ち、2013年6月27日開催の第3回大学評議会において「駿大大学院教育の指針」（各研究科における教育目的及び大学院全体の3ポリシー）が制定され、各研究科にて検討を行い、同年11月28日に開催された第7回大学評議会において「駿大教育の指針（学部・大学院）」として、全学的に承認され、ホームページで公表した。</p> <p>その後、2017年度からの心理学研究科犯罪心理学専攻修士課程の設置や2020年度からのカリキュラム改革等に併せて3ポリシーの見直しを行ってきたが、基本的な構成は、当初制定時の形式を踏襲しており、学士課程の3ポリシー改定にあわせた改正を行っていなかった。</p> <p>また、2020年度の3ポリシー改正時において、総合政策研究科経済・経営学専攻修士課程について、学位授与方針では専攻に共通する内容5項目、経済分野3項目、企業経営分野3項目とする構成と</p>

		<p>したが、教育課程の編成・実施方針においては、全体を 4 項目とし、1.2 を専攻共通、3 を経済分野、4 を企業経営分野として設定することにより、授与する学位ごとの策定を行っているとの認識であった。</p>
	<p>大学評価後の改善状況</p>	<p>大学全体として、学長を委員長とする 2022 年 1 月 20 日に開催された第 7 回内部質保証推進委員会において、「大学評価結果（委員会案）」の段階で既に指摘がなされていた改善課題の確認が行われた（資料 2-（2）-1-1）ことを受け、改善課題への対応をはかるため、2022 年 5 月 25 日に第 1 回カリキュラム改革に関する全学委員会を開催し、各学部及び共通教育センター等の委員に加えて、大学院修士課程の研究科長、副研究科長を委員とすることで全学的な検討を行うことが確認された（資料 2-（2）-1-2）。</p> <p>その後、同委員会を中心として各研究科及び専攻において検討を進め、2023 年 3 月 10 日に開催された第 10 回カリキュラム改革に関する全学委員会において、大学院修士課程、各研究科及び各専攻の 3 ポリシーの改正案及び総合政策研究科経済・経営学専攻 2 分野（学位）の 3 ポリシー制定案を作成（資料 2-（2）-1-3）し、同年 4 月 4 日に開催された第 1 回学長・副学長会議及び同年 4 月 13 日に開催された第 1 回部局長会議を経て、第 1 回大学評議会において駿河台大学 3 つのポリシー（研究科）の改定・制定が承認され（資料 2-（2）-1-4）、大学ホームページで公表を行った（資料 2-（2）-1-5）。</p> <p>また、公表後には、内部質保証推進委員会による外部評価として、3 つのポリシーを踏まえた大学の取組の適切性に関する点検・評価及び内部質保証システムに関する点検・評価を行い、その結果を同年 11 月 30 日に開催された第 4 回内部質保証推進委員会において報告する（資料 2-（2）-1-6）とともに、2024 年 12 月 10 日には第 3 期認証評価における改善課題への取組状況に関する外部評価会議を開催し（資料 2-（2）-1-7）、その結果を同年 12 月 19 日に開催された第 4 回内部質保証推進委員会において報告する（資料 2-（2）-1-8）等の対応を行って</p>

		いる。
「大学評価後の改善状況」の 根拠資料	資料 2-(2)-1-1 内部質保証推進委員会議事録(2022 年 1 月 20 日) 資料 2-(2)-1-2 カリキュラム改革に関する全学委 員会議事録(2022 年 5 月 25 日) 資料 2-(2)-1-3 カリキュラム改革に関する全学委 員会議事録(2023 年 3 月 10 日) 資料 2-(2)-1-4 第 1 回大学評議会議事録(2023 年 4 月 13 日) 資料 2-(2)-1-5 本学ホームページ駿河台大学 3 つのポリシー 大学院 <a href="https://www.surugadai.ac.jp/about/edu-policy.html">https://www.surugadai.ac.jp/about/edu-policy.html</a> 資料 2-(2)-1-6 第 4 回_内部質保証推進委員会議 事録(2023 年 11 月 30 日) 資料 2-(2)-1-7 第 3 期認証評価改善課題点検・ 評価(外部評価)報告書(2024 年 12 月 10 日) 資料 2-(2)-1-8 第 4 回_内部質保証推進委員会議 事録(2024 年 12 月 19 日)	
<大学基準協会使用欄>		
検討所見		
改善状況に関する評定	5	4 3 2 1

No.	種 別	内 容
2	基準	基準 5 学生の受け入れ ③適切な定員を設定して学生の受け入れを行うと ともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理 しているか。
	提言(全文)	収容定員に対する在籍学生数比率について、心 理学研究科修士課程で0.23、総合政策研究科修士課 程で0.40 と低いため、大学院の定員管理を徹底す るよう、改善が求められる。
	大学評価時の状況	心理学研究科修士課程においては、2016 年度以 降、5 年間平均で 2 桁の志願者数(入学定員比率 0.72)となっていたが、資格試験及び公務員試験合 格率の維持、また、学生の基礎知識、適性等の観点 から、合格者数増に繋げることが難しい状況にあ

	<p>り、収容定員充足率が 0.23 となった。</p> <p>また、総合研究科修士課程においては、昨今の社会科学系学部人気の低迷により、特に法学専攻では志願者確保自体が難しく、経済・経営学専攻及びメディア情報学専攻では、海外からの志願者、留学生獲得にも努めたが、恒常的な志願者増には結び付かず、収容定員充足率 0.40 となった。</p>
大学評価後の改善状況	<p>学長を委員長とする 2022 年 4 月 14 日開催「第 1 回内部質保証推進委員会」において、大学評価結果の確認及び改善の方向性を協議し（資料 2-(2)-2-1）、同年 4 月 26 日開催「第 1 回自己点検評価分科会」を通じ、基準 5 部会に収容定員充足率向上と募集強化に関する改善計画策定を指示し、全学的課題として継続的に協議することを確認した（資料 2-(2)-2-2）。</p> <p>上記指示を受け、基準 5 部会、心理学研究科及び総合政策研究科では、改善計画策定の協議を開始した（資料 2-(2)-2-3・4・5）。</p> <p>早期対応可能な取り組みとして、外部の進学希望者獲得を目的に、両研究科ともに外部会場における進学相談会に出席することとした。</p> <p>また、心理学研究科においては、内部進学者増を目的とし、2023 年 6 月 8 日開催「第 3 回心理学研究科委員会」にて、新たな入試制度（特別推薦入試）導入を決定した（資料 2-(2)-2-7）。</p> <p>これらについて同年 9 月 19 日開催「第 4 回自己点検評価分科会」（資料 2-(2)-2-8）及び 2024 年 4 月 11 日開催「第 1 回内部質保証推進委員会」で検証した（資料 2-(2)-2-9）。特に新設入試制度は、臨床心理学専攻志願者 5 名と一定程度の手応えが確認されたが、この直後の 2025 年度入試では 2 名に止まった（資料 2-(2)-2-10、資料 2-(2)-2-11）。</p> <p>改善策により、心理学研究科の収容定員充足率が、2020 年度 0.23 から 2025 年度 0.37 と一旦増加した（資料 2-(2)-2-12）。評価指針の最低ラインである 0.5 には僅かに及ばないが、この強化策を継続、発展させることは重要と考えている。</p> <p>総合政策研究科においては、同充足率が 2020 年度 0.40、2025 年度 0.40 と同率となった。社会科学</p>

		<p>系大学院の人気の低迷と就職におけるインセンティブの低さから、志願者確保が難しい状況であり、一層の対策を講じていく必要があると認識している（資料 2-(2)-2-12）。</p> <p>並行して学長主導の下、研究科を中心に収容定員充足率の向上に向けた募集状況の現状分析及び改善計画を策定し、2023 年 10 月 24 日開催「第 14 回学長・副学長会議」、同年 10 月 26 日開催「第 6 回部局長会議」、同年 11 月 9 日開催「第 7 回経営戦略会議」及び同年 11 月 30 日開催「第 4 回内部質保証推進委員会」において協議し、全学レベルで検証した（資料 2-(2)-2-13・14・15、資料 2-(2)-2-6）。</p> <p>加えて、2024 年 12 月 10 日に第 3 期認証評価改善課題の取り組み状況に関する外部評価を学長、副学長、事務局長及び関連事務部長を揃えて対面形式で実施した。外部評価者より「募集強化策の実行は確認できるが、その効果については引き続き観察が必要」、「改善の体制及び仕組みは十分機能していると評価できるため、全学的な取り組みの継続を期待する」との評価を受けた（資料 2-(2)-1-7）。</p> <p>2025 年 5 月 1 日現在の収容定員充足率は、心理学研究科が 0.37、総合政策研究科が 0.40 であり、引き続き全学的課題として一層の改善策を講じていく所存である（資料 2-(2)-2-12）。</p> <p>《改善に向けた今後の取り組み》</p> <p>心理学研究科修士課程</p> <p>「特別推薦入試」の安定的な志願者確保と制度の定着に向けて、学内説明会開催時に広報すると共に、過去問対策指導及び週 2 回程度の英語課外指導等、内部進学希望者への学習指導を継続する。併せて、外部からの進学者向けに、指導教員の研究、経歴、社会貢献等の情報発信を積極的に行い、オンライン研究室訪問を実施する等、遠方の志願者も、入学後の指導教員にアクセスしやすい環境を整えており（資料 2-(2)-2-16）、こちらも継続実施する。</p> <p>総合政策研究科修士課程</p> <p>法学専攻</p>
--	--	---

		<p>内部進学者増に向けて、4年次生行事において、大学院進学を選択肢及びその活用法について説明を行う。並行して進路検討中の学生にも大学院進学を選択肢を示すよう、引き続き各教員へ働きかけていく(資料2-(2)-2-17)。また、外部からの進学者増に向けて、研究分野の選択肢を増やすこと、とりわけ政治学分野の充実を図ることが必要であると考える(資料2-(2)-2-18)。併せて、指導教員を中心に、研究分野・指導方針・指導方法等を大学HP上に公開していく予定である(資料2-(2)-2-19)。</p> <p>経済・経営学専攻</p> <p>内部進学者増に向けては学内進学説明会開催を、外部からの進学者増に向けては、外国人留学生対象進学説明会への参加を継続して行う。事前指導を実施し、内部進学希望者は、指導教員とのマッチングに重点を置き、候補となり得る複数教員との面談を実施する。外部からの進学確定者には、本人の希望に応じて、指導予定教員が積極的にサポートを行う。</p> <p>また、留学生比率が高いため、事前指導の際には、専門科目だけでなく、日本語能力もさらに高められるよう指導を行う。</p> <p>以上のきめ細かな指導により、進学希望者の増加に繋げていく。</p> <p>メディア情報学専攻</p> <p>内部進学者増に向けて、学部専門ゼミにおいて大学院紹介を行い、ゼミ担当教員の推薦による学内推薦入試を実施している。また、必要に応じてゼミ担当教員による入試対策も実施し、希望者の要望に答えている。外部からの進学者増に向けては、学外者向け説明会を開催している。学内外を問わず、対面、オンラインいずれも対応可能な「研究室訪問」を実施しており、これらの取組を継続していく。</p> <p>外部からの受験者の多くは留学生であるため、定期的に在学者と修了者の研究活動を紹介する記事や就職後の生活を含めた学生生活を振り返る記事を大学HPに掲載している。また、日本語学校、大学院進学予備校等への広報活動も行ってきた。どちらも継続実施し、さらなる効果的な広報に取り組む。</p>
--	--	--

<p>「大学評価後の改善状況」の 根拠資料</p>	<p>資料 2-(2)-2-1「第 1 回内部質保証推進委員会議事録 (2022 年 4 月 14 日開催)」  資料 2-(2)-2-2「第 1 回自己点検評価分科会議事録 (2022 年 4 月 26 日開催)」  資料 2-(2)-2-3「第 2 回自己点検評価分科会議事録 (2022 年 9 月 20 日開催)」等  資料 2-(2)-2-4「第 5 回大学院心理学研究科委員会議事録 (2022 年 10 月 13 日開催)」  資料 2-(2)-2-5「第 3 回大学院総合政策研究科法学専攻会議議事録 (2022 年 6 月 9 日開催)」  資料 2-(2)-2-6「第 4 回内部質保証推進委員会議事録等 (2023 年 11 月 30 日開催)」  資料 2-(2)-2-7「第 3 回大学院心理学研究科委員会議事録 (2023 年 6 月 8 日開催)」  資料 2-(2)-2-8「第 4 回自己点検評価分科会議事録等 (2023 年 9 月 19 日開催)」  資料 2-(2)-2-9「第 1 回内部質保証推進委員会議事録 (2024 年 4 月 11 日開催)」  資料 2-(2)-2-10「第 5 回大学院心理学研究科委員会議事録等 (2023 年 7 月 6 日開催)」  資料 2-(2)-2-11「第 4 回大学院心理学研究科委員会議事録等 (2024 年 7 月 4 日開催)」  資料 2-(2)-2-12「大学基礎データ 表 2」  資料 2-(2)-2-13「第 14 回学長・副学長会議録 (2023 年 10 月 24 日開催)」  資料 2-(2)-2-14「第 6 回部局長会議 (2023 年 10 月 26 日開催)」  資料 2-(2)-2-15「第 7 回経営戦略会議 (2023 年 11 月 9 日開催)」  資料 2-(2)-2-16「大学院ガイド」HP  <a href="http://www.surugadai.ac.jp/ebook/16/">http://www.surugadai.ac.jp/ebook/16/</a>  資料 2-(2)-2-17「第 11 回法学部教授会議事録」  (2025 年 1 月 23 日開催)  資料 2-(2)-2-18「第 2 回 FD・SD 会議実施報告書」  (法学専攻) (2024 年 6 月 6 日開催)  資料 2-(2)-2-19「第 4 回 FD・SD 会議実施報告書」  (法学専攻) (2025 年 1 月 16 日開催)</p>
<p>&lt;大学基準協会使用欄&gt;</p>	

	検討所見					
	改善状況に関する評定	5	4	3	2	1

